

## 南山大学学生懲戒規程

(目的)

**第1条** 南山大学学則第34条および南山大学大学院学則第109条に基づく学生の懲戒は、この規程の定めるところによる。

(懲戒の対象となる者)

**第2条** この規程において懲戒の対象となる者は、学部、大学院、外国人留学生別科に所属する学生（以下「学生」という。）のことをいう。

② 科目等履修生、受入れ交換留学科目等履修生、研修生、聴講生の取扱いは、各規程の定めによる。

(懲戒の対象となる行為)

**第3条** 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 著しく人権を侵害する行為
- 2 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 3 学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為
- 4 本学の学則および規程に違反する行為
- 5 試験における不正行為
- 6 論文等執筆における学問的倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

(懲戒の種類)

**第4条** 懲戒の種類は、戒告、停学（有期または無期）および退学とする。

(懲戒の手続)

**第5条** 学生部長は、懲戒にかかる手続を開始するときには、速やかに当該学生に対してこれを通知しなければならない。当該学生が通知を受けた日より、懲戒手続は開始する。

② 前項の通知は、学生部長または当該学生の所属学部長が口頭によりこれを行う。

③ 前2項の当該学生への口頭による通知ができない時は、書面により通知を行い、この通知を発した時に懲戒手続は開始する。

**第5条の2** 懲戒の原案は、学生委員会の協議を経て学生部長が作成する。

② 前項の原案については、関係学部教授会ならびに大学評議会の議を経なければならない。ただし、第3条第5号にいう不正行為に対する懲戒が戒告にとどまる場合は、大学評議会の審議を省略することができる。

③ 懲戒は、前2項の手続を経て、学長が行う。

**第5条の3** 学長は、懲戒処分決定を行った場合には、速やかに当該学生および保証人に対してこれを通知しなければならない。

② 前項の通知は、当該学生の所属学部長が当該学生に対しては口頭により、当該学生の保証人に対しては書面によりこれを行う。

③ 前2項の当該学生への口頭による通知ができない時は、書面により通知を行い、この通知

を發した時を通知の日とする。

(不服申立て)

**第6条** 懲戒を受けた学生は、通知の日から2週間以内に明確な証拠を提示して、不服の申立てをすることができる。

② 前項にいう不服申立ては、学長への不服申立書の提出をもって行う。

(不服申立審査委員会)

**第7条** 学長は、前条の不服申立ての審査を行うため、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

② 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 副学長（学務担当）
- 2 副学長（研究推進担当・教育支援担当）
- 3 学長の指名する教育職員 若干名

③ 委員会の長は、副学長（学務担当）とする。

(不服申立ての審査手続)

**第8条** 委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要と認める場合には、学外有識者の出席を求めることができる。

② 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

③ 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

④ 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合には、懲戒の取消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

(不服申立てに対する措置)

**第9条** 学長は、前条第3項の勧告を受け、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立てを却下する旨を不服申立てをした学生に書面により通知する。

② 学長は、前条第4項の勧告を受け、懲戒の内容が相当でないと判断した場合には、学生部長に対し、学生委員会の協議を経て、新たな懲戒原案を作成するよう指示する。

③ 前項の懲戒原案については、関係学部教授会ならびに大学評議会の議を経て学長が決定し、学長は、それを不服申立てをした学生に書面により通知する。

**第10条** 懲戒処分は、不服申立期間の満了日の翌日に確定する。ただし、第6条に基づく不服申立がなされた場合は、第9条第1項に定める不服申立を却下する旨の通知を学生に書面で發した時に確定する。

**第11条** 学長は、懲戒処分が確定したときには、速やかにその旨を学内の掲示板に公示しなければならない。

② 前項の公示は、懲戒対象人数、懲戒処分の種類および適用規程のみ示すことにより行う。ただし、試験の不正行為に対する懲戒処分の公示は、懲戒対象人数、懲戒処分の種類、適用規程および不正行為の行われた科目名のみ示すことにより行う。

③ 公示期間は、懲戒処分確定から1か月とする。

(退学処分を受けた者の再入学)

**第12条** この規程に基づいて退学処分を受けた学生が、少なくとも1年の期間経過後に再入学を願い出て、学生部長が改悛の情が顕著であることを認めた場合には、関係学部教授会ならびに大学評議会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和50年3月1日から施行する。
- 2 南山大学賞罰規程は、廃止する。

**附 則**

この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2012年6月26日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2013年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。